

各 位

会 社 名 株式会社トライアンフコーポレーション
代表者名 代表取締役 小澤 勝
(コード番号:3651)
問合せ先 経営企画部長 末次 達也
(TEL. 03-5332-6751)

連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社連結子会社であるエリアビージャパン株式会社（以下「エリアビイ」といいます。）は、2014年6月23日付で訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該子会社の概要

| | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称 | エリアビージャパン株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 鈴木 一成 |
| (4) 事業内容 | 情報技術事業 |
| (5) 資本金 | 41,491千円 |

2. 提訴が提起された日

2014年6月23日（訴状送達日：2014年7月17日）

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った理由

エリアビイの元従業員である原告は、私疾病によって2013年6月より欠勤が続き、その後就業規則の規定に従って休職しましたが、復職の見込みがないため2013年9月30日をもって休職期間満了により自然離職しました。しかしながら、原告が作成した訴状によれば、原告は、エリアビイの経営者が原告に対して違法な退職強要を行ったなどと主張して雇用契約上の地位確認、損害賠償及び未払賃金の支払い（損害賠償については、エリアビイの取締役2名も連帯して支払うこと）等を求めています。

4. 訴訟を提起した者の概要

当社連結子会社であるエリアビイの元従業員（東京都青梅市在住）

5. 提訴内容及び請求金額

(1) 訴えの内容

- ・原告が雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認
- ・損害賠償金の支払い
- ・未払賃金の支払い

(2) 訴状の目的の価額

- ・13,652,038円

6. 今後の見通し

エリアビイと原告の労働契約は休職期間の満了によって適法に終了いたしました。また、原告が主張するようなエリアビイの経営者による退職強要、賃金の未払い等の事実はありません。本件訴訟の提起は極めて遺憾であり、原告の請求に対しては、顧問弁護士と協議の上、法廷の場において適切に反論して対応する所存です。

今後、本訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上